

# 台風19号により 被害に遭われた会員事業所 の皆さまへ

## 令和2年度宮古商工会議所年会費の減免を行います

令和元年10月に襲来した台風19号により被災されました皆様に、改めてお見舞い申し上げます。

さて、この台風19号は、国の激甚災害に指定された災害であり、当所では被災直後から被害調査を実施し、支援措置に係る国、県、市への要望活動、制度の申請支援等の活動を行ってまいりました。

さらに、被災された会員の皆様への当所独自の支援措置として、令和2年度会費の一部減免を行うことといたしました。

つきましては、該当する会員の皆様には、所定の手続きにより申請いただきますようご案内いたします。

○申請該当要件：令和元年台風19号により主要事業所に浸水等の被害があり、宮古市から「り災証明書」又は「被害証明書」の交付を受けた宮古商工会議所会員。

○会費の減免：被災状況により、「会費減免申請書」の会費減免区分の割合で減免いたします。

○申請書類：「令和2年度会費減免申請書」に必要事項を記入し、宮古市より交付を受けた「り災証明書」又は「被害証明書」いずれかのコピー1部を付し申請して下さい。

○申請方法：郵送又は本所、各支所窓口への持参  
(郵送される場合)

郵送先 〒027-0074 宮古市保久田7番25号 宮古商工会議所

○申請期限：令和2年3月16日(月)

○お問い合わせ：宮古商工会議所 総務課

TEL：0193-62-3233 / FAX：0193-63-6131

## 令和 2 年度会費減免申請書

申請日 令和 年 月 日

宮古商工会議所会費及び負担金に関する規約第 4 条により、会費減免の申請をいたします。

\* 添付書類：宮古市交付「罹災証明書」又は「被害証明書」の写し（コピー）

事業所名				
代表者名	⑩			
住所	〒 ー 電話			
会費免除申請理由	該当欄	被災状況	会費の減免	
「主たる事業所の被災」の該当欄に○を付してください。		主たる事業所が全壊	全額免除	
		主たる事業所が大規模半壊	会費額の 8 割を減免	
		主たる事業所が半壊	会費額の 5 割を減免	
		主たる事業所が 一部損壊等	準半壊	会費額の 3 割を減免
			一部損壊	会費額の 2 割を減免
		被害証明書を受けた		会費額の 3 割を減免
※ 主たる事業所とは、本社、本店、工場、事務所等を指す。				
※ 事務局記入欄				
会員番号				
会費口数				